

確定申告が変わります!!

配偶者控除・配偶者特別控除が変わります

1 配偶者控除

申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除を受けられません。

また、控除額について、改正前は一律38万円でしたが、改正後は、申告者本人の合計所得金額に応じ、次のようになります。

申告者本人の合計所得金額	配偶者控除額
900万円以下	38万円(48万円)
900万円超950万円以下	26万円(32万円)
950万円超1,000万円以下	13万円(16万円)



※()内の金額は、老人控除対象配偶者(控除対象配偶者のうち、12月31日現在の年齢が70歳以上の人をいいます。)の場合となります。

2 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下となり、申告者本人の合計所得金額によっても控除額が異なります。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

なお、申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用はありません。

医療費控除を適用される人へ

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

なお、税務署から記載内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付又は提示によることもできます。



公的年金等を受給されている人は確定申告不要制度があります



公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている人は、この制度は適用されません。

■問合せ 日立税務署 ☎0294-21-6346 (自動音声案内)